

■質問に対する回答について

選定スケジュールに基づき、7月19日(日)までにいただいたご質問に対し、次のとおり回答します。
 なお、6月14日(日)の事前説明会及び7月5日(日)の応募者説明会でいただいたご質問も含めて掲載しています。

項目	質問	回答
1 事業期間について	・事業期間を半年増やすことはできませんか。	・新庁舎の建設スケジュールから本期間としており、増やすことはできません。
2 制作の場所や窯について	・壁面は相当大きく、普通の工房ではできません。市で場所を用意できませんか。 ・窯は、陶芸研究所の窯を開放してください。 ・受託候補者に決まるまでは、借りる見込みでよいですか。	・制作場所は、各自で確保してください。 ・窯は、陶芸研究所の貸し窯(有料)を利用することは可能です。 ・正式に契約していないため、見込みでよいです。
3 陶壁の素材について	・タイルなど別の素材と組み合わせてもよいですか。	・可能です。ただし、主は自作の陶壁(陶磁器の造形物)にしてください。
4 つくり手の資格について	・「陶壁制作の経験者」は、共同制作の経験でもよいですか。 ・「作陶経歴が豊富な者」とは、どういう者ですか。 ・「責任者」は、やきもの未経験者でもよいですか。	・「陶壁制作の経験者」は、自分がデザインし制作した者、共同で制作した者、制作の手伝いをした者を想定しています。 ・総括責任者の「作陶経歴が豊富な者」とは、陶壁制作が未経験であっても能力や意欲がある者であり、本業務が実施可能と考えています。ご自身の判断でご応募ください。 ・「実施要領5-ア」の提案資格のとおり、責任者も「やきものつくり手」としています。また、一次審査の評価基準③において「責任者は、本業務を行う能力を有している」としています。
5 チームについて	・経験者と若手のペアは、3人、4人でもよいですか。ペアはどのように決めればよいですか。若手のペアでもよいですか。	・「実施要領5-ア」の提案資格のとおり、経験者1名と50代までの者1名でチームを組んでください。ペアの組み方は特に定めはありません。若手のペアでもよいです。
6 提案資格について	・提案資格はどのように確認しますか。	・参加表明のときに市の用意した確約書(別紙参照)を提出していただきます。
7 デザイン画について	・経験者と若手がそれぞれデザイン画(2枚)を提案するのですか。 ・チーム以外の者がデザイン画を描くことは可能ですか。	・「実施要領6-エ」の提案条件のとおり、一チーム一提案です。2名でデザイン画1枚を提出していただきます。 ・可能です。
8 陶壁の重量について	・一つのピースの重さ制限など、他に制約はありますか。	・一つのピースの重さや陶壁の厚みに制限はありません。ただし、設置を含めて安全性に欠けた危険なものや、メンテナンス・フリーの観点から照明や機械仕掛け等の作品はお断りします。 (参考) 提案条件の総重量約5,500kgは、138kg/m ² (厚み6cm)×40m ² (8m×5m)から算出しました。
9 陶壁の設置箇所と制作費について	・提案する陶壁設置箇所は、図面上(A)と(B)に分かれています。実際、壁面は一体のものです。(A)面を対象に提案し、あわせて(B)面は〇〇色にして欲しい要望はできますか。 ・(A)面に限定して提案した場合でも、制作費は(B)面の費用を含むことになりませんか。	・提案内容によりますが、実施要領16ページの図面のとおり壁面は一体で、基本的に(A)と(B)の調和は必要であり、受託候補者と調整させていただきます。 ・「実施要領6-ウ」の「作品は(A)を対象に自由に表現」とあるように、制作費には(B)面の費用を含みません。ただし、(B)面を含めた提案の場合は(A)+(B)の両面の制作費になります。
10 陶製の作品見本について	・陶製の作品見本の制作費10万円について、下回ることはありますか、だれが決めるのですか。また、支払い日はいつになりますか。	・市として、制作者の意思を尊重し判断させていただきます。また、支払いは、10月末を予定しています。
11 陶壁の設置方法について	・設置方法は接着剤ですか、金具ですか。また、壁面の下地材はどのようなものですか。	・設置方法は、金具等での固定を想定しています。作品のデザインや形状が決まり次第、受託候補者と協議させていただきます。なお、下地は検討中です。
12 事業費の見積りにについて	・二次審査の評価基準②に「2名が対等な関係」とありますが、経験者が様々な手配を行うため、仕事量は対等にならないと考えますが、いかがですか。 ・見積もった金額は全額が認められますか。限度額800万円を下回る場合はありますか。決めるのは提案側ですか、市側ですか。	・若手には、経験者から技術等を受け継ぐ責任が生じます。経験者と平等とはいませんが、双方で相談していただき、若手にもそれ相応の配分を期待します。 ・提案された見積額をできる限り尊重する考えです。ただし、「12契約の手続き-ア」のとおり、双方(特定された受託候補者と市)で調整を行い、協議が整った段階で正式契約になります。最初の見積額もその中で調整され、請負金額として確定することになります。
13 受託候補者の選定について	・受託候補者の選定は、デザイン画を提出して制作者を選出するのですか、制作者を選出してからデザインしていくのですか。	・デザイン画を提出していただき、制作者(受託候補者)を選定していきます。
14 審査結果の公表について	・一次審査の結果は公表しないのですか。	・「実施要領10-(2)」のとおり、二次審査の終了後に結果を公表することとしており、一次審査の結果は公表しません。

15 二次審査対象チームの提出書類について	<ul style="list-style-type: none"> ・制作の体制図や工程表、設置方法、見積書が「任意様式」で提出とありますが、市で様式を用意してもらえませんか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後日、市で様式を用意し、二次審査対象チームに配布します。
16 請負金額の支払いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの支払いは、消費税及び地方消費税を差し引いた金額ですか、契約金額の全額ですか。 ・材料購入費など事前に資金が必要になり、資金に余裕がない場合、借入することになります。市で陶業陶芸振興事業基金から前払いはできませんか。 ・令和2年度末では作品は完成していません。出来高の9割は、どのように算定しますか。受託者の請求どおりですか。 ・最初の支払いと2回目の支払いは、それぞれいつになりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の全額を支払う予定です。 ・できません。 ・受託候補者に特定された後、「12 契約の手続きーア」のとおり、市と協議して正式に契約します。契約に当たり、請負金額を令和2年度と3年度の2つに分けることで、令和2年度末の出来高を把握していく考えです。 ・最初の支払いは、令和2年度末の出来高の9割分を令和3年4月頃に、また、2回目は、令和3年8月に作品を納品し、9月末の設置完了後、残りの全額を令和3年10月頃にお支払いする予定です。
17 壁面との距離について	<ul style="list-style-type: none"> ・完成した陶壁を見る場合、対するガラス面までの距離、陶壁と総合案内カウンターの距離はどのくらいありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陶壁とガラス面の間は約7メートル、陶壁と総合案内カウンターの間は約1.5メートルになる予定です。